

初診時選定療養費について受診される患者さまへのご案内



初診に関する選定療養費制度は、健康保険法の改正により、「地域の医院・診療所」と「**200床以上の病院**」との機能分担を推進するため、「初期の診療は医院・診療所で高度・専門医療は病院で行う」ことを目的に制定されました。

これにより、200床以上の病院に紹介状を持たずに直接来院された患者さまには初診料とは別に初診時特別料金をご負担いただくことになりました。

金額 2200 円（税込）

次のような場合は「初診」として取り扱い、「初診時特別料金」をご負担いただきます。

- ※当院に初めて来院された方。
- ※今回の受診が、今までの診療と同一の病名、同一の症状であっても診療を中止（治癒を含む）して一定期間経過した方。
- ※今回申し込みをしていただいた方で、以前に別の診療科を受診したことはあるが、現在は通院していない方

なお、次に該当される方は「初診時特別料金」をご負担いたしません。

- ※他の保険医療機関などからの紹介状をお持ちいただいた方。
- ※救急車で来院され緊急な診療を必要とされる方。
- ※選定の疾病などにより各種公費負担制度の受給対象となられている方。
- ※生活保護法による医療扶助の対象となられている方。
- ※今回受診する診療科は初めてであるが、当院の別の診療科に通院中の方。

患者さまには何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

医療法人 徳洲会 野田総合病院
院長 廣野 喜之

